

新旧対照表

箱根町町営住宅条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(同居の承認)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 前項の承認を得る場合の基準その他必要な事項は、<u>公営住宅法施行規則第 11 条に規定するもののほか、規則で定める。</u></p> <p>(入居の承継)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の承認を得る場合の基準その他必要な事項は、<u>公営住宅法施行規則第 12 条に規定するもののほか、規則で定める。</u></p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第 14 条 入居者は、毎年度町長に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条に規定する者であつて、収入を申告すること及び第 34 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入をもって申告したものとみなす。</u></p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>公営住宅法施行規則第 7 条に規定する方法によるものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第 37 条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 13 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>令第 12 条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第 38 条 町長は、法第 44 条第 3 項の規定による町営住宅の用途の廃止による</p>

旧（改正前）

（同居の承認）

第 11 条（略）

2 前項の承認を得る場合の基準その他必要な事項は、公営住宅法施行規則第 10 条に規定するもののほか、規則で定める。

（入居の承継）

第 12 条（略）

2 前項の承認を得る場合の基準その他必要な事項は、公営住宅法施行規則第 11 条に規定するもののほか、規則で定める。

（収入の申告等）

第 14 条 入居者は、毎年度町長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第 8 条に規定する方法によるものとする。

3～4（略）

（町営住宅建替事業に係る家賃の特例）

第 37 条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 13 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例）

第 38 条 町長は、法第 44 条第 3 項の規定による町営住宅の用途の廃止による

新（改正後）

町営住宅の除却に伴い、当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が、従前の町営住宅の最終家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

旧（改正前）

町営住宅の除却に伴い、当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が、従前の町営住宅の最終家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

